



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

賞与支払時の各保険の保険料計算について

賞与支給の時期となりました。保険料計算は下記を参考にして下さい。

健康保険料

標準賞与額 × 1000分の50.2 (保険料上限 287,646円)

介護保険料

標準賞与額 × 1000分の8.25 (保険料上限 47,272円)

厚生年金保険

標準賞与額 × 1000分の91.5 (保険料上限 137,250円)

※ 「標準賞与額」とは賞与支給額の1,000円未満を切り捨てた額

※ 円未満端数処理は50銭以下切り捨て、51銭以上は1円に切り上げ

雇用保険料

賞与支給額 × 1000分の3 (建設業は1000分の4)

※ 円未満端数処理は50銭以下切り捨て、50銭1厘以上は1円に切り上げ
ただし、慣習の場合、「円未満を切り捨て」でも可

⑨※賞与支給月に退職等で資格喪失した場合(退職日の翌日が賞与支給月の場合)、健康保険・介護保険・厚生年金保険料は徴収しません。もし徴収してしまった場合は、最後の給与で返金して下さい。雇用保険料のみ徴収します。ただし、月末退職の場合は全て徴収します。

労働保険事務組合 鯉城経営者協会からのお知らせ

労働保険は労災保険と雇用保険の総称で、働く人が労働災害や失業といった不測の事故に遭ったとき必要な保険給付を行うなど、職場の皆さんが安心して働けるように作られた保険制度です。

正社員、パート、アルバイトなど労働者を1人でも雇用する事業主はすべて加入が義務付けられていますが、国の「労働保険未手続事業一掃対策」により、再三の加入勧奨を行っても労働保険に加入しない事業主は、職権による強制加入手続きが行われることがあります。また、労災事故が未加入中に発生して労災給付が行われた場合、労働保険料をさかのぼって納めるほかに、労災給付に要した費用についても徴収されることとなります。

まだ手続きをされていない事業主の方は、早急に手続きが必要です。

**ひとりでも労働者を雇ったら、
労働保険に入る義務があります！**

医療機関の窓口で支払う金額を抑えるために 限度額適用認定証をご利用ください。

限度額適用認定証とは・・・医療機関でのお支払いが自己負担限度額までで済みます

入院する必要がある
ので医療費の
支払いが心配だ・・・

月々の外来診療の
医療費が高額に
なりそうだ・・・

保険証と併せて
限度額適用認定を
病院に提示すると

各医療機関ごとの
窓口でのお支払いが
「自己負担限度額」
までとなり
窓口でのお支払額が
軽減されます！

医療機関窓口でのお支払いが高額な負担となった場合には、ご申請により自己負担限度額を超えた額（高額療養費）が払い戻されますが、窓口での医療費の支払いは大きな負担になります。

そこで、70歳未満の方が入院や外来で診療を受ける場合に、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関窓口提示すると、入院時等の1カ月（1日から月末まで）の窓口※1でのお支払いが自己負担限度額までとなり、**窓口でのお支払額が軽減されます。**

なお、70歳以上の方は「高齢受給者証」を保険証と併せて提示することにより、窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。

※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれで自己負担額を計算します。

※2 自己負担限度額は、協会けんぽのホームページをご覧ください。同月に入院や外来で複数受診がある場合などは、高額療養費の申請が必要になることがあります。（保険外負担分（差額ベッド代など）や入院時の食事負担額等は対象外です。）

実際にどれくらい窓口負担になるの？

「総医療費※1 100万円」 区分ウ※2 窓口負担：3割の場合（70歳未満の方）

限度額適用認定証を**利用**する場合

自己負担額 **87,430円**を支払

$80,100円 + (総医療費 1,000,000円 - 267,000円) \times 1\%$

高額療養費の払い戻し分（212,570円）が医療機関窓口で清算されるため、**窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。**

限度額適用認定証を**利用しない**場合

自己負担額 **300,000円**を支払

総医療費 1,000,000円 × 3割

高額療養費支給申請書をご提出すると、**あとで212,570円が払い戻されます。**
(払い戻しまでに3～4か月かかります。)

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額（10割）です。

※2 被保険者の所得に応じた「区分」が決まっております、自己負担限度額が異なります。自己負担限度額については、協会けんぽホームページをご確認ください。

※今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。